

2025 年 7 月 23 日

株主各位

北海道函館市若松町 2 番 5 号
株式会社ジャックス
取締役社長 村上 亮

譲渡制限付株式報酬制度としての
自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、会社法第 370 条に基づく 2025 年 7 月 11 日付取締役会決議に代わる書面決議により、自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 10,200 株 |
| 2. 処分株式の割当方法 | 第三者割当の方法による |
| 3. 処分価額 | 1 株につき金 4,160 円
※2025 年 7 月 10 日の東京証券取引所プライム市場に
おける当社普通株式の終値 |
| 4. 処分価額の総額 | 42,432,000 円 |
| 5. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2025 年 7 月 11 日付会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）7 名、当社の役付執行役員 14 名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金 42,432,000 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 4,160 円）を現物出資の目的とする。 |
| 6. 処分先 | 当社の取締役（社外取締役を除く。） 7 名 7,000 株
当社の役付執行役員 14 名 3,200 株
合 計 10,200 株 |
| 7. 処分期日 | 2025 年 8 月 7 日 |

以 上

2025 年 7 月 23 日

株主各位

北海道函館市若松町 2 番 5 号
株式会社ジャックス
取締役社長 村上 亮

パフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）としての
自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、会社法第 370 条に基づく 2025 年 7 月 11 日付取締役会決議に代わる書面決議により、自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | | |
|----|-------------------|---|
| 1. | 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 5,209 株 |
| 2. | 処分株式の割当方法 | 第三者割当の方法による |
| 3. | 処分価額 | 1 株につき金 4,160 円
※2025 年 7 月 10 日の東京証券取引所プライム市場に
おける当社普通株式の終値 |
| 4. | 処分価額の総額 | 21,669,440 円 |
| 5. | 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 2025 年 7 月 11 日付会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）6 名、当社の役付執行役員 14 名、退任役員（対象期間中の取締役又は役付執行役員）17 名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金 21,669,440 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 4,160 円）を現物出資の目的とする。 |
| 6. | 処分先 | 当社の取締役（社外取締役を除く。） 7 名 3,015 株
当社の役付執行役員 13 名 1,212 株
当社の退任役員
(取締役または役付執行役員) 7 名 982 株
合 計 5,209 株 |
| 7. | 処分期日 | 2025 年 8 月 7 日 |

以 上